

香川県報



第 55 号

平成 18 年

7月14日(金曜日)

規 則

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十四号 香川県立病院財務規則の一部を改正する規則

香川県立病院財務規則（昭和三十九年香川県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（収納事務受託者への証書の交付）

第十三条の四 知事又は病院の長は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により病院事業の業務に係る公金の収納の事務を私人に委託したときは、当該事務を受託した者（以下「収納事務受託者」という。）に対して、収納事務受託者である旨を証する書類を交付するものとする。

第十四条第二項中「第二十一号様式の二の二」を「第二十一号様式の二」に改め、同条第三項中「の領収日付印欄」を「又は納付書（第二十一号様式の二の二）の納付書兼領収書の領収日付印欄」に、「に代える」を「又は納付書兼領収書に代える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 収納事務受託者は、現金による収入を収納した場合は、納入者に対して領収書を交付しなければならない。

第十五条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 収納事務受託者は、遅滞なく、収納した現金を納付書により出納取扱金融機関に払い込むとともに、払込金額及び収入の内容その他の必要な事項を記載した書類を作成し、知事又は病院の長に提出しなければならない。

第七十四条第一項中「（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を削る。
第二十一号様式（その二）を次のように改める。

目 次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則
●香川県立病院財務規則の一部を改正する規則 (県立病院課) 一

告 示
○昭和五十三年香川県告示第四百九十七号（収納計器取扱者の指定）の一部改 (税務課) 六

正
○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 七

○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 七

●地方公営企業法施行令の規定に基づく収納事務の委託 (県立病院課) 七

○指定管理者の指定 (にぎわい創出課) 七

○道路の区域変更 (道路課) 七

公 告
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 八

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件） (経営支援課) 九

○土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 九

教育委員会公告
○落札者等の公示 (自治振興課) 一〇

選挙管理委員会公告
○香川県知事選挙における立候補予定者等に対する説明会の日時等 (自治振興課) 一〇

雑 報
○市町村職員共済組合の平成十七年度決算の要旨 (自治振興課) 一〇

第21号様式（その2）（第13条関係）

（その1）

（用紙寸法 縦17.78センチメートル、横15.24センチメートル）

納入通知書（請求書）兼領収書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別						負担割合	%	受診科	
請求期間							病室		
診療点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	画像診断 点	投薬 点		
	注 射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点		
	歯冠修復及び 欠損補綴 点	歯科矯正 点				診療費計 点	食事療養 円		

請求額 明細	診療費負担金 円	高齢者一部 負担金 円	公費一部 負担金 円		選定療養等 円		食事療養標準 負担額 円
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間(脳) ドック料 円
	その他① 円	その他② 円				助成金 円	うち消費税及び 地方消費税額 円

前回までの未納

納期限 年 月 日

請求額	円
-----	---

納付場所

香川県立 病院
香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の 銀行

上記のとおり納付してください。

年 月 日

香川県立 病院長 印
香川県立がん検診センター所長

領収日付印	
-------	--

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。
 保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。
 その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。
 本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

(その2)

(用紙寸法 縦17.78センチメートル、横15.24センチメートル)

収 納 済 通 知 書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別		負担割合	%	受診科			
請求期間				病室			
診療点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	画像診断 点	投薬 点
	注 射 点	リハビリテ- ション 点	精神科専門 療法 点	処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点
	歯冠修復及び 欠損補綴 点	歯科矯正 点				診療費計 点	食事療養 円

請求額 明細	診療費負担金 円	高齢者一部 負担金 円	公費一部 負担金 円		選定療養等 円		食事療養標準 負担額 円
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間(脳) ドック料 円
	その他① 円	その他② 円				助成金 円	うち消費税及び 地方消費税額 円

前回までの未納

納期限 年 月 日 請求額 円

上記のとおり収納したので通知します。

年 月 日

香川県立 病院
香川県立がん検診センター企業出納員 殿

領
収
日
付
印

香川県立病院出納取扱金融機関
銀行 店

(その3)

(用紙寸法 縦17.78センチメートル、横15.24センチメートル)

収 入 伝 票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別						負担割合	%	受診科	
請求期間							病 室		
診 療 点 数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 点	画像診断 点	投 薬 点		
	注 射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点		
	歯冠修復及び 欠損補綴 点	歯科矯正 点					診療費計 点	食事療養 円	

請 求 額 明 細	診療費負担金 円	高齢者一部 負担金 円	公費一部 負担金 円		選定療養等 円		食事療養標準 負担額 円
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間(脳) ドック料 円
	その他① 円	その他② 円				助成金 円	うち消費税及び 地方消費税額 円

前回までの未納

納 期 限 年 月 日

請求額	円
-----	---

年 月 日

領 収 目 付 印	
-----------------------	--

- 備考 1 本様式は、複写によることができる。
 2 金銭出納員が収納する場合は、(その2)の作成を省略すること。

第二十一号様式の二を削り、第二十一号様式の二の二を第二十一号様式の二として、同様式の次に次の一様式を加える。

第21号様式の2の2 (第14条、第15条関係)

納付書

納付書兼領収書	
年度	香川県立病院事業会計No.
納入者 様	
金額	円
納付的	
納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店
上記の金額を納付します。 年 月 日	
上記の金額を領収しました。	
香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	
(納入者用)	
領収日付印	

収納通知書	
年度	香川県立病院事業会計No.
納入者 様	
金額	円
納付的	
上記の金額を収納したから通知します。 年 月 日	
香川県知事 病院長 殿 香川県立 香川県立がん検診センター所長 企業出納員 香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	
(病院保管用)	
領収日付印	

収入伝票	
年度	香川県立病院事業会計No.
納入者 様	
金額	円
(金融機関用)	
領収日付印	

備考 本様式は、複写にすることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に香川県会計規則(昭和二十九年香川県規則第十九号)第四十五条の規定により交付されている香川県立中央病院東駐車場、香川県立中央病院地下駐車場及び香川県立中央病院北駐車場の使用料の収入事務受託者である旨を証する書類は、改正後の第十三条の四の規定により交付された収納事務受託者である旨を証する書類とみなす。

3 改正前の第二十一号様式(その二)による用紙は、当分の間、使用することができる。

告 示

●香川県告示第五百一十一号

昭和五十三年香川県告示第四百九十七号(収納計器取扱者の指定)を次のように改正する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二を次のように改める。

二 名称及び代表者の氏名

香川県庁消費生活協同組合

岸上 克彦

●香川県告示第五百一十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
坂出市昭和町二丁目2番1号

泰和株式会社坂出工場 代表取締役 柴川 政彦

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市昭和町二丁目2番1号

泰和株式会社坂出工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設		
能 力	120m ³ /日		
工 期	工事着手予定年月日 許可日		
等	工事完成予定年月日 着工から10日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	完成後 連続12時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.0~9.0	7.0~9.0
汚染状態	化学的酸素要求量 (mg/l)	5	5
	浮遊物質質量 (mg/l)	4,500	4,500
	窒素含有量 (mg/l)	500	800
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	りん含有量 (mg/l)	10	20
		1.0	1.0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

フィルタープレス(ろ過機)の更新を行うが、その他変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分	項目	第1排水口	
		通常	最大
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.0~9.0	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	浮遊物質 (mg/l)	10	20
	窒素含有量 (mg/l)	<5,000	<6,000
	りん含有量 (mg/l)	0.5	1.0
排出水の量 (m ³ /日)		280	300

(備考) 今回、新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 総覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年7月14日から同年8月4日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境経済部環境交通課

●香川県告示第五百十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療(精神通院医療)を担当させる医療機関を平成十八年七月一日次のとおり指定した。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真鍋武紀

医療機関の名称	所在地
あさひ調剤薬局津田本町店	さぬき市津田町津田一〇四八―二
あさひ調剤薬局川西店	丸亀市川西町南四二二―七

アップル薬局	高松市牟礼町大字原字下井手西二一九〇―一
コスモ調剤薬局大野店	高松市香川町大野一〇九四―一
飯山調剤薬局	丸亀市飯山町川原八〇三―二

●香川県告示第五百十四号

地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定に基づき、平成十八年四月一日から、次の者に香川県立中央病院の使用料及び手数料(コンビニエンスストア又は郵便局で納付するものに限る。)の収納事務を委託した。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真鍋武紀

住所 岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地
名称 株式会社電算システム

●香川県告示第五百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項及び香川県粟島海洋記念公園条例第四条第二項の規定に基づき、平成十八年七月十一日指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真鍋武紀

一 公の施設の名称

香川県粟島海洋記念公園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 三豊市

主たる事務所の所在地 三豊市豊中町本山甲二〇一番地一

三 指定の期間

平成十八年九月一日から平成二十三年三月三十一日まで

●香川県告示第五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月十四日から同年八月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 本町小瀬土庄港線(二百五十四号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町乙二一七番一地先 から 小豆郡土庄町乙二一七番一地先 まで	前 一三・〇 後 三三・〇	一三・〇 三〇・〇	一五	道路区域の 一部不 用物 件化

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年八月二十一日まで縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十八年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人障害児者ゴーゴースタム

香川 司恵
仲多度郡まんのう町四條五九二番地三
三 定款に記載された目的

この法人は、香川県下の心身障害児者とその家族や関係機関に対し、地域社会に根ざした支援・啓発・啓蒙に関する事業を行い、福祉の向上・増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十八年香川県公告第百二十三号
 - 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド高松春日店 高松市春日町二一八番地一ほか
 - 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし
 - 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
 - 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十八年七月十四日(金曜日)から同年八月十四日(月曜日)まで
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年香川県公告第百二十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松鶴市店 高松市鶴市町七二四番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年七月十四日（金曜日）から同年八月十四日（月曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年六月二十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年七月二十一日から同年八月十日まで縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊郡大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 大造地区	観音寺市経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 高尾地区	〃

三豊郡大野原町紀伊
土地改良区

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）
丸井南地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）
西之谷地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）
池之内地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）
塩塚地区

〃

三豊郡大野原町花稲
土地改良区

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）
東三島地区

〃

五郷土地改良区

香川用水非受益地域用水確保事業（ため池改修事業）
西の向池地区

〃

三豊郡大谷池土地改良区

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）
下萩原地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）
安井東地区

〃

豊中町土地改良区

単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）
司宝池地区

三豊市建設経済部
農林水産課

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年七月十四日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

- 一 調達件名及び数量 香川県立香川中部養護学校仮設プレハブ校舎 一式
- 二 調達方法 貸貸借
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札者決定日 平成十八年六月二十六日
- 五 落札者の氏名及び住所 大和工商リース株式会社高松支店 香川県高松市今里町二丁目二番地一九
- 六 落札金額 月額六、四〇五、〇〇〇円
(消費税及び地方消費税三〇五、〇〇〇円を含む。)
- 七 入札公告日 平成十八年五月十六日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当学校 郵便番号 七六一―八〇五七 香川県高松市田村町七八四 香川県立香川中部養護学校 電話番号 〇八七―八六七―三五二二

選挙管理委員会公告

平成十八年八月二十七日執行予定の香川県知事選挙における立候補予定者等に対する説明会を次のとおり開催する。

平成十八年七月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 一 日時 平成十八年七月二十四日 午後二時(午後一時三十分から受付)
- 二 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一・第二会議室
- 三 説明事項
 - 1 香川県知事選挙における立候補予定者等の留意すべき事項
 - 2 その他

雑 報

香川県市町村職員共済組合理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成十七年度決算の要旨について、次のとおり公告する。

平成十八年七月十四日

香川県市町村職員共済組合理事長 増 田 昌 三

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	一部事務組合等	合計
8	9	15	32

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町長	特定消防	船員一般	任意継続	合計
組合員数(人)	10,691	14	1,020	5	334	12,064
給料月額(百万円)	3,625	12	348	2	110	4,097
1人当たり給料月額(円)	339,090	876,628	341,259	358,440	329,546	339,641

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	合計
人 員	12	4	18	4	3	0	41

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	基礎年金支払
(収入)										
負担金	2,933,553	9,786,531	92,638	190,071						
掛金	2,994,497	5,358,653		190,001						
施設収入・商品売上					178,077			1,270		
基礎年金交付金		1,311,785								
利息及び配当金	234	1,855,604	537	1,737		132,069				
その他収入	273,153	18,439	5	5,872	18,223		302,224	4,517		662,605
他経理から繰入金			44,756		60,300					
前年度繰越支払準備金	517,514									
前年度繰越長期給付積立金		84,498,984								
計	6,718,951	102,829,996	137,936	387,681	256,600	132,069	302,224	5,787	0	662,605
(支出)										
給付金	3,202,870	12,741,538								662,605
役職員給与			91,832	36,586	93,508	37,102	16,776			
旅費・事務費			4,991	8,841	1,703	3,749	515	23		
商品仕入					1,306			1,080		
飲食材料費					39,857					
委託費			774		207					
支払利息					1,882	31,485	234,388	1,024		
連合会払込金	104,838	426,796					13,476			
老人保健拠出金	1,236,020									
退職者給付拠出金	864,972									
介護納付金	461,831									
基礎年金拠出金負担金		3,973,567								
他経理へ繰入金	17,186	27,570		60,300						
その他支出	188,907		31,861	270,068	115,065	10,988	28,816	4,171		
次年度繰越支払準備金	499,390	1,197								
次年度繰越長期給付積立金		85,659,328								
計	6,576,014	102,829,996	129,458	375,795	253,528	83,324	293,971	6,298	0	662,605
差引当期利益金	短期 134,321 介護 8,616		8,478	11,886	3,072	48,745	8,253	△ 511	0	0
年度末支払準備金	499,390									
年度末長期給付積立金		85,659,328								
年度末資本剰余金			491		880,500					
年度末利益剰余金	798,906		65,714	448,324	285,389	367,535	210,859	48,377		

平成十八年七月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています